

陳 情 書

2026年8月28日

長崎市議会議員 様

陳情者

住所:長崎市下町 2-11

氏名:長崎県民主医療機関連合会

会長:平野友久 (印)

電話番号: [REDACTED]

住所:長崎市大浦町9-30

氏名:長崎健康友の会

会長:溝浦律子 (印)

電話番号: [REDACTED]

【件名】

市民税非課税世帯の高齢者等における予防接種(インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症)の自己負担額無料制度の継続に関する陳情

【陳情趣旨】

日頃より、長崎市民の健康維持および福祉向上に向けた手厚い保健行政のご推進に感謝申し上げます。

このたび長崎市におかれましては、令和 8 年度より「こども季節性インフルエンザ予防接種」の公費助成対象を、従来の未就学児から「中学生」まで拡大される方針が示されました。子育て世代の経済的負担軽減や感染症予防の観点から市民の要望が反映された大変喜ばしい施策であり、心より歓迎し評価いたしております。

しかしながら、その一方で「高齢者等インフルエンザ予防接種」および「高齢者等新型コロナウイルス感染症予防接種」において、市民税非課税世帯の自己負担額が改定・増額される予定となっております。これまでインフルエンザ予防接種においては非課税証明書等の提示により「無料」とされていた負担額が、令和 8 年度からは「1,100 円(課税世帯負担額の半額)」へと新設・課金されることになりました。また、新型コロナウイルス感染症予防接種についても、非課税世帯の自己負担額が令和 7 年度の 1,500 円から令和 8 年



度には 2,000 円へと更なる増額が計画されております。

市民税が非課税である低所得の高齢者世帯は、近年の物価高騰や光熱費・生活必需品の値上がりに直面し、限られた年金収入の中で極めて苦しい生活繰りを余儀なくされております。このような状況下で、これまで無料であった予防接種に新たな負担が発生することは、受診控えを招く直接的な要因となります。感染症にかかった際の重症化リスクが高い高齢者にとって、予防接種は命と健康を守るための重要な防波堤です。負担増による接種率の低下は、重症化患者の増加や医療提供体制への圧迫にもつながりかねません。

子育て支援の拡充が大変有意義であるからこそ、そのしわ寄せが高齢者や生活困窮者に及ぶことは避けていただきたく存じます。高齢者世帯が安心して健康な生活を継続できるよう、下記事項について陳情いたします。

【陳情事項】

1. 市民税非課税世帯における「高齢者等インフルエンザ予防接種」の自己負担額無料制度を継続すること。

令和 8 年度から導入が予定されている 1,100 円の自己負担額徴収を取りやめ、従来通り無料にて接種できるようご配慮願います。

2. 市民税非課税世帯における「高齢者等新型コロナウイルス感染症予防接種」の自己負担額の増額を見直し、負担軽減策を講じること。

令和 8 年度に予定されている 2,000 円への増額を見直し、低所得高齢者の経済的負担を最小限に抑える措置を講じてください。

以 上

変 更 点

- 1 高齢者等新型コロナウイルス感染症予防接種(予定) ※9 月市議会で審査
下表のとおり、非課税世帯の方も含めて自己負担額が増額となります。

	令和 7 年度	令和 8 年度
接種委託料 (変更なし) ※自己負担金込み	15,600 円	15,600 円
自己負担額	3,000 円	4,000 円
市民税非課税世帯の 自己負担額 ※生保世帯等無料	1,500 円	2,000 円
接種不可料 (変更なし)	3,360 円	3,360 円

※生活保護世帯の方の接種費用は引き続き無料です。

- 2 高齢者等インフルエンザ予防接種(予定) ※9 月市議会で審査

インフルエンザワクチンについては、非課税世帯の方の自己負担額が変更となっており、これまで非課税証明書等の提示があった場合の接種費用は無料としておりましたが、令和 8 年度から、課税世帯の方の自己負担額の半額を負担いただくこととなります。

なお、生活保護世帯の方の接種費用は引き続き無料です。

※令和 8 年度から、75 歳以上の方には、従来のインフルエンザワクチンに加えて、新たに高用量インフルエンザワクチンが予定されていましたが、製造販売業者の製造工程における技術的な課題により、令和 8 年度の定期接種では使用されないこととなりました。

	令和 7 年度	令和 8 年度
接種委託料 (変更なし) ※自己負担金込み	4,541 円	4,541 円
自己負担額 (変更なし)	2,200 円	2,200 円
市民税非課税世帯の 自己負担額 ※生保世帯等無料	無料	1,100 円
接種不可料 (変更なし)	2,013 円	2,013 円

3 こども季節性インフルエンザ予防接種の変更点

注射と経鼻のどちらのワクチンも、接種対象が拡大となります。従来は未就学児まででしたが、令和8年度からは中学生までのこどもが対象となります。

- (1) 注射（生後6か月～13歳未満の中学生：2回接種、13歳以上の中学生：1回接種）

	令和7年度	令和8年度
接種委託料（変更なし） ※自己負担金込み	4,541 円	4,541 円
自己負担額（変更なし）	1,750 円	1,750 円
市民税非課税世帯・生保世帯等の自己負担額（変更なし）	無料	無料
接種不可料（変更なし）	2,013 円	2,013 円
接種対象者	生後6か月から未就学児	生後6か月から <u>中学生</u> までのこども

- (2) 経鼻ワクチン（2歳から中学生：1回接種）

	令和7年度	令和8年度
接種委託料（変更なし） ※自己負担金込み	9,139 円	9,139 円
自己負担額（変更なし）	3,500 円	3,500 円
市民税非課税世帯・生保世帯等の自己負担額（変更なし）	無料	無料
接種不可料（変更なし）	2,013 円	2,013 円
接種対象者	2歳から未就学児	2歳から <u>中学生</u> までのこども